

広情個審第25号

令和2年7月13日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

保有個人情報開示決定に係る審査請求の裁決について（答申）

令和元年12月13日付け広企公第53号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第71号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和元年12月13日付け広企公第53号の諮問事案（諮問第71号事案）

令和元年7月5日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月19日付け広島市指令企公第5号で行った保有個人情報開示決定に対する同年8月2日付け審査請求（同年9月18日受付）

1 審査会の結論

実施機関が、上記の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った保有個人情報開示決定（以下「本件開示決定」という。）は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主な主張は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

「開示する保有個人情報の内容」に記述された請求を請求人は行っておらず錯誤があり誤りであり、適切な事務を求める。

(2) 審査請求の理由

当該申請する際に、具体的にどの電子手紙かを指示し、当該電子メールの開示を受ける場合の開示請求書の記載方法を市に尋ね、その指導を受けた内容を記述し市に請求書を提出したところである。

さらに上記請求書を提出する際に、記述内容が請求内容に合致し得てない懸念が生じたため、再度その場において当該請求書の記載事項で開示請求を求めている電子メールの開示（「広島市都市整備局みなと振興課」が「公文書館」宛てに「当方が使用しておる電子メールアドレス」、「ソープディスペンサーの故障」「問い合わせを受けている」「情報共有もしくは情報提供の申し出」の趣旨が記述された電子メールを送信しており、その「広島市都市整備局みなと振興課」と「公文書館」間の電子メール）という趣旨が広島市長 松井に正確に伝わることを市職員に確認したところである。

開示請求書を受け付けたとされる日より25日以上経過していると考え。上記1記載の申請について、直ちに請求している公文書の開示を求める。

上記の、記述内容が請求内容に合致し得ない懸念とは、「広島市都市整備局みなと振興課」が「公文書館」宛てに「当方が使用しておる電子メールアドレス」、「ソープディスペンサーの故障」「問い合わせを受けている」「情報共有もしくは情報提供の申し出」の趣旨が記述された電子メールを送信しており、その「広島市都市整備局みなと振興課」が「公文書館」間の電子メールの開示を請求しているものである。

3 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等における主な主張は、次のとおりである。

本件審査請求は、実施機関が令和元年7月19日付けで請求人に対して行った本件開示決定では、請求人の求めた情報の開示がなされていないとして、本件開示決定の取消し及び請求人が真に請求している保有個人情報の開示を求めるものである。

実施機関は、保有個人情報開示請求書の「開示請求する保有個人情報」欄に、「請求者から公文書館へ送付したメールのやりとりについて 2019年1月1日から」と記載されていることから、これに対応する公文書として、請求人の氏名、住所等の保有個人情報が含まれている令和元年5月6日收受の電子メール「5月28日の口頭意見陳述について」（以下「本件公文書」という。）を請求人が送付したものと特定し、本件開示決定を行った。その他、請求人が送付したと特定できる情報の記載のある電子メールはなかった。

以上のとおり、実施機関の対象公文書及び対象保有個人情報の特定に誤りはなく、請求人が主張する個人情報は保有していないため、請求人の主張には理由がない。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

- (1) 当審査会が見分したところ、本件公文書には請求人の氏名及び住所のほか、当審査会が請求人に送付した「口頭意見陳述に係る申立書及び意見書等の提出について(通知)」に対する意見等が記載されていることが認められた。
- (2) また、本件公文書以外の電子メールには、請求人が送付したと特定できる情報は記載されていないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。
- (3) なお、請求人は、本件開示決定に対して種々の主張をしているが、これらはいずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 以上のことから、本件開示決定に違法又は不当な点はない。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 1 . 1 2 . 1 3	広企公第 5 3 号の諮問を受理 (諮問第 7 1 号で受理)
R 2 . 4 . 1 0 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
R 2 . 6 . 1 2 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院人間社会科学研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
濱 野 滝 衣	弁護士